

令和3年経済センサス-活動調査 産業別集計(卸売業, 小売業に関する集計)

結果の概要

1	事業所数及び従業者数	1
	(1) 卸売業	1
	(2) 小売業	1
2	年間商品販売額等	2
	(1) 卸売業	2
	(2) 小売業	3
	①年間商品販売額	3
	②商品販売形態別年間商品販売額	3
	③売場面積	4
3	市町村別の状況	4

令和5年4月
岩手県ふるさと振興部

< お問い合わせ先 >
調査統計課 経済統計担当
電話番号：019-629-5316 (直通)

利 用 上 の 注 意

- 1 この「結果の概要」は、総務省・経済産業省の令和3年経済センサス-活動調査 産業別集計（卸売業、小売業に関する集計）の確報集計に基づき、結果の主要項目について、岩手県の「卸売業、小売業」の事業所（以下「事業所」という。）の概要を取りまとめたものである。
このため、総務省・経済産業省が令和4年5月31日に公表した令和3年経済センサス-活動調査（速報）の「卸売業、小売業」の結果とは異なっている。
- 2 年間商品販売額は令和2年1年間、事業所数、従業者数等の経理事項以外の事項は令和3年6月1日現在の数値である。
- 3 この「結果の概要」における年間商品販売額は、産業細分類の格付に必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した数値である。事業所数、従業者数の「卸売業計」、「小売業計」、「卸売業、小売業合計」、「岩手県計」については、「卸売業、小売業」内の格付不能事業所及び年間商品販売額のない管理・補助的経済活動を行う事業所を含め集計した数値である。
- 4 従業者数は「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、「臨時雇用者」は含めていない。
- 5 年間商品販売額については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。
＜ガイドライン＞
https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf
- 6 調査票の欠測値や回答内容の矛盾などについて精査し、平成28年経済センサス-活動調査、令和元年経済センサス-基礎調査及び経済構造実態調査並びに報告者の公開情報等を基に、補足訂正を行った上で結果表として集計した。
＜欠測値等の取扱いについて＞
<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/pdf/hotei.pdf>
- 7 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入した。
統計表中、「-」は該当数値なし、「0」は四捨五入による単位未満であることを示している。
「x」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「x」とした。

8 従業上の地位のうち雇用者の内訳について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」から「無期雇用者」、「有期雇用者（1か月以上）」の区分に変更を行った。

このため、雇用者の内訳については、時系列比較を行うことはできない。

<ガイドライン>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000777099.pdf

9 調査対象事業所は、「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行った。

このため、従来の調査よりも幅広く事業所を捉えており、単純に比較ができない。集計結果の時系列比較を行う際は、十分な留意が必要である。

10 詳しい調査結果については、下記の総務省統計局ホームページをご覧ください。

<統計局ホームページ/令和3年経済センサス-活動調査 調査の結果>

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/index.html>

用語の解説

1 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- (2) 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

2 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1) 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- (2) 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- (3) 主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など〕を販売する事業所
- (4) 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所とする。

- (5) 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は、修理業とせず卸売業とする。
- (6) 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。「代理商、仲立業」には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

3 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1) 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- (2) 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- (3) 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔大分類R－サービス業（他に分類されないもの）〕とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。
- (4) 製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）

例えば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など。

なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業〔大分類E〕に分類される。

- (5) ガソリンスタンド
- (6) 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所など）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

(7) 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

4 従業者及び就業者

令和3年6月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「送出者」を合わせ「出向・派遣受入者」を除いたものをいう。

(1) 個人業主

個人経営の事業主で実際に事業所を経営している人をいう。

(2) 無給家族従業者

個人業主の家族で賃金・給与を受けず、常時従事している人をいう。

(3) 有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている人をいう。

なお、重役や理事であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。

(4) 常用雇用者

「無期雇用者」及び「有期雇用者(1か月以上)」に分けられる。

(5) 無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人（定年まで雇用される場合を含む。）をいう。

(6) 有期雇用者（1か月以上）

有期雇用者のうち、1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

(7) 臨時雇用者（有期雇用者（1か月未満、日々雇用））

有期雇用者のうち、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

(8) 送出者

有給役員、常用雇用者、臨時雇用者に該当する人のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

(9) 出向・派遣受入者

労働者派遣法でいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

5 年間商品販売額（法人組織の事業所のみ）

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

商品売買に関する仲立手数料収入を除く卸売の商品販売額に小売の商品販売額を加えることにより算出した。

6 商品販売形態（法人組織の小売業のみ）

販売形態区分は、次のとおり。

（1）店頭販売

店頭で商品を販売した場合をいう。なお、ご用聞き及び自動車等の移動販売も含む。

（2）訪問販売

訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。仮設会場での展示販売も含む。

（3）通信・カタログ販売

カタログ、テレビ、ラジオ等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX、銀行振込などの通信手段による購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。

（4）インターネット販売

インターネットにより購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。

（5）自動販売機による販売

卸売業、小売業の事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいう。

（6）その他

生活協同組合の「共同購入方式」、新聞や牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。

7 売場面積（法人組織の小売業のみ）

令和3年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く。）をいう。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車小売業（新車・中古）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていない。

1 事業所数及び従業者数

令和3年6月1日現在の卸売業、小売業の事業所数は1万3,678事業所、従業者数は10万2,165人となっている（第1表、第2表）。

(1) 卸売業

- 卸売業の事業所数は3,166事業所（卸売業、小売業合計に占める割合23.1%）となっており、産業中分類別にみると、「機械器具卸売業」が816事業所（卸売業計の25.8%）と最も多く、次いで「建築材料、鉱物・金属材料等卸売業」が657事業所（同20.8%）、「飲食料品卸売業」が579事業所（同18.3%）などとなっている（第1表）。
- 従業者数は2万6,354人（卸売業、小売業合計に占める割合25.8%）となっており、産業中分類別にみると、「機械器具卸売業」が6,560人（卸売業計の24.9%）と最も多く、次いで「飲食料品卸売業」が5,980人（同22.7%）、「建築材料、鉱物・金属材料等卸売業」が5,121人（同19.4%）などとなっている（第1表）。

第1表 卸売業の産業中分類別事業所数、従業者数

産 業	事業所数		従業者数	
	令和3年 (2021年)	業種別計に占める割合(%)	令和3年 (2021年) (人)	業種別計に占める割合(%)
卸売業、小売業合計	13,678	(100.0)	102,165	(100.0)
卸売業計	3,166	(23.1)	26,354	(25.8)
		100.0		100.0
50_各種商品卸売業	21	0.7	183	0.7
51_繊維・衣服等卸売業	52	1.6	425	1.6
52_飲食料品卸売業	579	18.3	5,980	22.7
53_建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	657	20.8	5,121	19.4
54_機械器具卸売業	816	25.8	6,560	24.9
55_その他の卸売業	541	17.1	4,527	17.2

注1：「従業者数」とは、「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、「臨時雇用者」は含めていない。

注2：「卸売業計」には格付不能の事業所及び年間商品販売額のない管理・補助的経済活動を行う事業所を含めているため、内訳の積み上げと一致しない。

注3：（ ）内は、卸売業、小売業合計を100.0%とした時の構成比である。

(2) 小売業

- 小売業の事業所数は1万512事業所（卸売業、小売業合計に占める割合76.9%）となっており、産業中分類別にみると、家具・建具・畳小売業、じゅう器小売業などが含まれる「その他の小売業」が3,818事業所（小売業計の36.3%）と最も多く、次いで「飲食料品小売業」が2,743事業所（同26.1%）、「機械器具小売業」が1,426事業所（同13.6%）などとなっている（第2表）。
- 従業者数は7万5,811人（卸売業、小売業合計に占める割合74.2%）となっており、産業中分類別にみると、「飲食料品小売業」が2万5,344人（小売業計の33.4%）と最も多く、次いで「その他の小売業」が2万4,279人（同32.0%）、「機械器具小売業」が8,892人（同11.7%）などとなっている（第2表）。

第2表 小売業の産業中分類別事業所数、従業者数

産 業	事業所数		従業者数	
	令和3年 (2021年)	業種別計に占 める割合(%)	令和3年 (2021年) (人)	業種別計に占 める割合(%)
卸売業, 小売業合計	13,678	(100.0)	102,165	(100.0)
小売業計	10,512	(76.9)	75,811	(74.2)
56_各種商品小売業	32	0.3	1,699	2.2
57_織物・衣服・身の回り品小売業	1,118	10.6	4,953	6.5
58_飲食料品小売業	2,743	26.1	25,344	33.4
59_機械器具小売業	1,426	13.6	8,892	11.7
60_その他の小売業	3,818	36.3	24,279	32.0
61_無店舗小売業	380	3.6	2,747	3.6

注1：「従業者数」とは、「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、「臨時雇用者」は含めていない。

注2：「小売業計」には格付不能の事業所及び年間商品販売額のない管理・補助的経済活動を行う事業所を含めているため、内訳の積み上げと一致しない。

注3：（ ）内は、卸売業、小売業合計を100.0%とした時の構成比である。

2 年間商品販売額等

令和2年の卸売業、小売業の年間商品販売額は3兆2,160億4百万円となっている（第3表、第4表）。

(1) 卸売業

卸売業の年間商品販売額は1兆9,399億6百万円（卸売業、小売業合計に占める割合60.3%）となっており、産業中分類別にみると、「飲食料品卸売業」が6,706億2千3百万円（卸売業計の34.6%）と最も多く、次いで「建築材料、鉱物・金属材料等卸売業」が4,907億6千7百万円（同25.3%）、「機械器具卸売業」が3,887億4百万円（同20.0%）などとなっている（第3表）。

第3表 卸売業の産業中分類別年間商品販売額

産 業	年間商品販売額	
	令和2年 (2020年) (百万円)	業種別計に占 める割合(%)
卸売業, 小売業合計	3,216,004	(100.0)
卸売業計	1,939,906	(60.3)
50_各種商品卸売業	12,615	0.7
51_繊維・衣服等卸売業	13,166	0.7
52_飲食料品卸売業	670,623	34.6
53_建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	490,767	25.3
54_機械器具卸売業	388,704	20.0
55_その他の卸売業	364,031	18.8

注1：年間商品販売額は、卸売業の事業所のうち、卸売業の年間商品販売額があり、産業細分類の格付に必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

注2：（ ）内は、卸売業、小売業合計を100.0%とした時の構成比である。

(2) 小売業

① 年間商品販売額

小売業の年間商品販売額は1兆2,760億9千9百万円(卸売業,小売業合計に占める割合39.7%)となっており、産業中分類別にみると、家具・建具・畳小売業、じゅう器小売業などが含まれる「その他の小売業」が5,237億5百万円(小売業計の41.0%)と最も多く、次いで「飲食料品小売業」が3,662億7千8百万円(同28.7%)、「機械器具小売業」が2,121億1千2百万円(同16.6%)などとなっている(第4表)。

第4表 小売業の産業中分類別年間商品販売額

産 業	年間商品販売額	
	令和2年 (2020年) (百万円)	業種別計に占 める割合(%)
卸売業, 小売業合計	3,216,004	(100.0)
小売業計	1,276,099	(39.7)
56_各種商品小売業	41,254	3.2
57_織物・衣服・身の回り品小売業	66,781	5.2
58_飲食料品小売業	366,278	28.7
59_機械器具小売業	212,112	16.6
60_その他の小売業	523,705	41.0
61_無店舗小売業	65,970	5.2

注1:年間商品販売額は、小売業の事業所のうち、小売業の年間商品販売額があり、産業細分類の格付に必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

注2:()内は、卸売業,小売業合計を100.0%とした時の構成比である。

② 商品販売形態別年間商品販売額

商品販売形態別に年間商品販売額をみると、店頭販売が1兆1,079億9千万円(小売計の87.4%)と最も多く、次いで訪問販売が716億1千6百万円(同5.6%)、その他が407億2千9百万円(同3.2%)などとなっている(第5表)。

第5表 小売計の商品販売形態別年間商品販売額

商品販売形態	年間商品販売額	
	令和2年 (2020年) (百万円)	小売計に 占める割合 (%)
小売計	1,267,620	100.0
店頭販売	1,107,990	87.4
訪問販売	71,616	5.6
通信・カタログ販売	26,486	2.1
インターネット販売	7,881	0.6
自動販売機による販売	12,918	1.0
その他	40,729	3.2

注:販売形態は小売業の事業所についてのみ調査している。

③ 売場面積

小売業の売場面積は、177万1千㎡となっている。産業中分類別にみると、家具・建具・畳小売業、じゅう器小売業などが含まれる「その他の小売業」が81万6千㎡（小売業計の46.1%）と最も広く、次いで「飲食料品小売業」が45万㎡（同25.4%）、「織物・衣服・身の回り品小売業」が23万7千㎡（同13.4%）などとなっている（第6表）。

第6表 小売業の産業中分類別売場面積

産 業	売場面積	
	令和3年 (2021年) (㎡)	業種別計に占 める割合(%)
小売業計	1,770,951	100.0
56_各種商品小売業	126,995	7.2
57_織物・衣服・身の回り品小売業	237,108	13.4
58_飲食料品小売業	450,307	25.4
59_機械器具小売業	140,730	7.9
60_その他の小売業	815,811	46.1
61_無店舗小売業	-	-

注：売場面積が得られた事業所を対象として集計している。

3 市町村別の状況

(1) 卸売業、小売業の事業所数

事業所数を市町村別にみると、盛岡市が3,068事業所（岩手県の22.4%）と最も多く、次いで奥州市が1,160事業所（同8.5%）、一関市が1,108事業所（同8.1%）などとなっている（第7表）。

(2) 卸売業、小売業の従業者数

従業者数を市町村別にみると、盛岡市が2万7,733人（岩手県の27.1%）と最も多く、次いで奥州市が8,053人（同7.9%）、一関市が7,297人（同7.1%）などとなっている（第7表）。

(3) 卸売業、小売業の年間商品販売額

年間商品販売額を市町村別にみると、盛岡市が1兆1,779億円（岩手県の36.6%）と最も多く、次いで矢巾町が2,984億円（同9.3%）、北上市が2,902億円（同9.0%）などとなっている（第8表）。

(4) 小売業の売場面積

小売業の売場面積を市町村別にみると、盛岡市が49万㎡（岩手県の27.9%）と最も広く、次いで奥州市が20万㎡（同11.4%）、北上市が18万㎡（同10.1%）などとなっている（第8表）。

第7表 市町村別事業所数、従業者数

	合計				卸売業				小売業			
	事業所数 令和3年 (2021年)	合計に占 める割合 (%)	従業者数 令和3年 (2021年) (人)	合計に占 める割合 (%)	事業所数 令和3年 (2021年)	合計に占 める割合 (%)	従業者数 令和3年 (2021年) (人)	合計に占 める割合 (%)	事業所数 令和3年 (2021年)	合計に占 める割合 (%)	従業者数 令和3年 (2021年) (人)	合計に占 める割合 (%)
岩手県計	13,678	100.0	102,165	100.0	3,166	100.0	26,354	100.0	10,512	100.0	75,811	100.0
盛岡市	3,068	22.4	27,733	27.1	933	29.5	8,574	32.5	2,135	20.3	19,159	25.3
宮古市	588	4.3	3,580	3.5	123	3.9	730	2.8	465	4.4	2,850	3.8
大船渡市	494	3.6	2,985	2.9	104	3.3	729	2.8	390	3.7	2,256	3.0
花巻市	855	6.3	6,835	6.7	147	4.6	1,494	5.7	708	6.7	5,341	7.0
北上市	848	6.2	7,069	6.9	220	6.9	1,851	7.0	628	6.0	5,218	6.9
久慈市	404	3.0	2,446	2.4	61	1.9	300	1.1	343	3.3	2,146	2.8
遠野市	277	2.0	1,401	1.4	22	0.7	124	0.5	255	2.4	1,277	1.7
一関市	1,108	8.1	7,297	7.1	171	5.4	1,327	5.0	937	8.9	5,970	7.9
陸前高田市	144	1.1	881	0.9	16	0.5	100	0.4	128	1.2	781	1.0
釜石市	372	2.7	2,415	2.4	85	2.7	506	1.9	287	2.7	1,909	2.5
二戸市	323	2.4	2,121	2.1	52	1.6	501	1.9	271	2.6	1,620	2.1
八幡平市	215	1.6	1,331	1.3	26	0.8	159	0.6	189	1.8	1,172	1.5
奥州市	1,160	8.5	8,053	7.9	246	7.8	1,658	6.3	914	8.7	6,395	8.4
滝沢市	252	1.8	2,491	2.4	71	2.2	599	2.3	181	1.7	1,892	2.5
雫石町	118	0.9	848	0.8	13	0.4	150	0.6	105	1.0	698	0.9
葛巻町	85	0.6	282	0.3	9	0.3	21	0.1	76	0.7	261	0.3
岩手町	126	0.9	752	0.7	16	0.5	49	0.2	110	1.0	703	0.9
紫波町	235	1.7	1,942	1.9	39	1.2	247	0.9	196	1.9	1,695	2.2
矢巾町	369	2.7	4,086	4.0	181	5.7	2,518	9.6	188	1.8	1,568	2.1
西和賀町	57	0.4	245	0.2	1	0.0	7	0.0	56	0.5	238	0.3
金ヶ崎町	107	0.8	1,098	1.1	23	0.7	421	1.6	84	0.8	677	0.9
平泉町	92	0.7	674	0.7	17	0.5	196	0.7	75	0.7	478	0.6
住田町	43	0.3	185	0.2	3	0.1	8	0.0	40	0.4	177	0.2
大槌町	104	0.8	558	0.5	6	0.2	17	0.1	98	0.9	541	0.7
山田町	123	0.9	689	0.7	19	0.6	99	0.4	104	1.0	590	0.8
岩泉町	127	0.9	441	0.4	13	0.4	55	0.2	114	1.1	386	0.5
田野畑村	18	0.1	72	0.1	1	0.0	4	0.0	17	0.2	68	0.1
普代村	32	0.2	135	0.1	3	0.1	11	0.0	29	0.3	124	0.2
軽米町	86	0.6	425	0.4	10	0.3	44	0.2	76	0.7	381	0.5
野田村	40	0.3	200	0.2	2	0.1	38	0.1	38	0.4	162	0.2
九戸村	50	0.4	184	0.2	3	0.1	10	0.0	47	0.4	174	0.2
洋野町	135	1.0	618	0.6	16	0.5	104	0.4	119	1.1	514	0.7
一戸町	128	0.9	638	0.6	14	0.4	145	0.6	114	1.1	493	0.7

注1：「従業者数」とは、「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、「臨時雇用者」は含まれていない。

注2：「岩手県計」には格付不能の事業所及び年間商品販売額のない管理・補助的経済活動を行う事業所を含めているため、内訳の積み上げと一致しない。

注3：■ は、上位3位

第8表 市町村別年間商品販売額、小売業の売場面積

	卸売業、小売業年間商品販売額						小売業の売場面積	
	令和2年 (2020年) (百万円)	合計に占 める割合 (%)	卸売業 令和2年 (2020年) (百万円)	合計に占 める割合 (%)	小売業 令和2年 (2020年) (百万円)	合計に占 める割合 (%)	令和3年 (2021年) (㎡)	合計に占 める割合 (%)
岩手県 計	3,216,004	100.0	1,939,906	100.0	1,276,099	100.0	1,770,951	100.0
盛岡市	1,177,885	36.6	795,342	41.0	382,543	30.0	493,936	27.9
宮古市	114,275	3.6	62,248	3.2	52,027	4.1	47,786	2.7
大船渡市	73,485	2.3	33,963	1.8	39,522	3.1	58,294	3.3
花巻市	232,814	7.2	133,892	6.9	98,921	7.8	152,915	8.6
北上市	290,235	9.0	180,891	9.3	109,344	8.6	178,957	10.1
久慈市	61,259	1.9	21,165	1.1	40,094	3.1	60,253	3.4
遠野市	28,862	0.9	4,872	0.3	23,990	1.9	34,158	1.9
一関市	181,371	5.6	84,275	4.3	97,096	7.6	167,145	9.4
陸前高田市	21,332	0.7	9,256	0.5	12,076	0.9	23,428	1.3
釜石市	61,437	1.9	27,334	1.4	34,102	2.7	50,701	2.9
二戸市	116,466	3.6	84,707	4.4	31,759	2.5	36,686	2.1
八幡平市	27,677	0.9	5,913	0.3	21,765	1.7	27,680	1.6
奥州市	209,357	6.5	83,261	4.3	126,095	9.9	201,477	11.4
滝沢市	79,394	2.5	38,178	2.0	41,217	3.2	34,369	1.9
雫石町	30,490	0.9	19,621	1.0	10,869	0.9	15,751	0.9
葛巻町	3,647	0.1	683	0.0	2,964	0.2	5,273	0.3
岩手町	14,345	0.4	4,021	0.2	10,324	0.8	13,376	0.8
紫波町	65,989	2.1	37,003	1.9	28,986	2.3	36,045	2.0
矢巾町	298,397	9.3	260,924	13.5	37,473	2.9	35,854	2.0
西和賀町	4,855	0.2	x	x	x	x	2,814	0.2
金ケ崎町	38,239	1.2	25,797	1.3	12,442	1.0	23,813	1.3
平泉町	14,404	0.4	7,439	0.4	6,965	0.5	7,496	0.4
住田町	2,124	0.1	-	-	2,124	0.2	2,771	0.2
大槌町	8,668	0.3	942	0.0	7,726	0.6	11,383	0.6
山田町	12,022	0.4	2,495	0.1	9,527	0.7	14,674	0.8
岩泉町	6,768	0.2	1,299	0.1	5,469	0.4	5,774	0.3
田野畑村	1,499	0.0	x	x	x	x	722	0.0
普代村	1,844	0.1	875	0.0	969	0.1	958	0.1
軽米町	12,816	0.4	7,594	0.4	5,222	0.4	5,093	0.3
野田村	2,315	0.1	x	x	x	x	1,325	0.1
九戸村	3,065	0.1	722	0.0	2,342	0.2	3,861	0.2
洋野町	8,694	0.3	1,566	0.1	7,127	0.6	7,884	0.4
一戸町	9,973	0.3	2,730	0.1	7,243	0.6	8,299	0.5

注1：年間商品販売額は、卸売業、小売業の事業所のうち、卸売業又は小売業の年間商品販売額があり、産業細分類の格付に必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

注2：売場面積は、売場面積が得られた事業所を対象として集計している。

注3： は、上位3位